

株式会社北関東建築検査機構

適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社北関東建築検査機構適合証明業務規程(以下「業務規程」という。)第21条に基づき、株式会社北関東建築検査機構(以下「NKBI」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(適合証明申請手数料)

第2条 業務規程第7条第1項に規定する新築住宅のうち一戸建ての住宅に係る設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第1(い)欄に掲げる額とする。

- 2 前項の住宅に係る中間検査の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第1(ろ)欄に掲げる額とする。
- 3 第1項の住宅に係る竣工検査の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第1(は)欄に掲げる額とする。
- 4 第1項の住宅が竣工特例を適用する場合にあっては、設計検査を別表第1(い)欄に、竣工検査を同表(は)欄に掲げる額とする。

(適合証明申請手数料の加算)

第3条 前条第1項に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第2(い)欄に掲げる額とする。

- 2 前条第2項に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の中間検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第2(ろ)欄に掲げる額とする。
- 3 前条第3項に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の竣工検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第2(は)欄に掲げる額とする。

(連続建て等の適合証明手数料)

第4条 業務規程第7条第1項に規定する新築住宅のうち連続建て、重ね建ておよび共同建ての住宅に係る設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第3(い)欄に掲げる額とする。

- 2 前項の住宅に係る中間検査の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第3(ろ)欄に掲げる額とする。
- 3 第1項の住宅に係る竣工検査の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第3(は)欄に掲げる額とする。

(連続建て等の適合証明申請手数料の加算)

第5条 前条第1項に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第4(い)欄に掲げる額とする。

2 前条第2項に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の中間検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第4(ろ)欄に掲げる額とする。

3 前条第3項に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の竣工検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第4(は)欄に掲げる額とする。

(既存住宅の適合証明手数料)

第6条 業務規程第7条第2項に規定する既存住宅のうち一戸建ての住宅、連続建て、重ね建ておよび共同建てに係る適合証明の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第5に掲げる額とする。

(既存住宅の適合証明申請手数料の加算)

第7条 前条に定める申請に耐震基準に係る基準が含まれる場合の設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第6に掲げる額とする。

2 前条に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第7に掲げる額とする。

(既存マンションの適合証明手数料)

第8条 業務規程第7条第2項に規定する既存住宅のうちマンションに係る設計検査の適合証明申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第8に掲げる額とする。

(既存マンションの適合証明申請手数料の加算)

第9条 前条に定める申請に耐震基準に係る基準が含まれる場合の設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第9に掲げる額とする。

2 前条に定める申請に優良住宅に係る基準が含まれる場合の設計検査の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ手数料を加算し、申請一件につき、別表第10に掲げる額とする。

(リフォーム住宅)

第10条 業務規程第7条第3項に規定するリフォーム工事に係る住宅の適合証明の申請手数料は、その区分に応じ申請一件につき、別表第11に掲げる額とする。

(計画変更証明申請手数料)

第11条 NKBIが行った設計検査の適合証明の内容に変更が生じ、再び適合証明を申請するものにあつては、申請一件につき、元の申請手数料を超えない範囲で別に定める額とする。

2 NKBI以外の機関が行った設計検査の適合証明の計画変更にあつては、第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項および第5条第1項規定する額とする。

(検査手数料の加算)

第12条 一件の申請において中間検査または竣工検査が数次にわたる場合は、別に定める額とする。

(再検査にかかる手数料)

第13条 NKBIは、中間検査および竣工検査の業務遂行後になお追加の検査が必要と認められた場合には、第2条から第5条に定める手数料の半分の額を超えない範囲で、その検査の度合いに応じて検査手数料を請求することができる。

(手数料の減額)

第14条 NKBIは、次の各号に定める業務にあつては、この規定に定める手数料を減額することができる。

- (1) あらかじめNKBIの定める期間内に設計検査、中間検査又は竣工検査の申請を受けた場合
- (2) あらかじめNKBIの指定する条件により設計検査、中間検査又は竣工検査の申請を受けた場合
- (3) 類似する建築物の設計検査、中間検査及び竣工検査等適合証明業務が効率的に実施できる場合

(手数料の増額)

第15条 NKBIは、通常の体制により難しい業務にあつては、この規定に定める手数料を増額して請求することができる。この場合は、あらかじめその手数料の額を提示し、承認を得て後業務に着手するものとする。

(軽微変更に係る手数料)

第16条 NKBIは、NKBIの行った確認に係る軽微変更の届出を受けた場合、その処理に係る手数料を請求することができる。届出一件につき、その区分に応じ、別に定める額とする。

(手数料の収納)

第17条 申請者は、適合証明手数料を現金又は銀行振込みにより納入するものとする。

- 2 前項の払い込みに要する費用は申請者の負担とする。
- 3 NKBIと申請者は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。

(適合証明手数料の返還)

第18条 収納した適合証明手数料は返還しない。ただし、NKBIの責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

- 2 手数料の収納後、NKBIが未だ業務に着手していない場合には、申請者は申請手数料還付請求書により手数料の返還を請求することができる。

(附則)

平成26年11月1日 施行